

## 春日井市養育支援訪問事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、適切な養育の実施に資するため、養育の支援が必要である家庭（以下「支援家庭」という。）に対して、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う春日井市養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の委託)

第2条 市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

### (対象)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる市内にある家庭で、事業を実施することにより家庭環境の改善が見込まれるものとする。

- (1) 若年の妊婦又は継続的な支援を必要とする妊婦がいる家庭
- (2) 出産後おおむね1年程度の養育者が子育てに対する不安、孤立感等を抱えている家庭
- (3) 児童虐待のおそれ又はその危険性がある家庭
- (4) 児童養護施設等退所又は里親委託終了により家庭復帰した児童のいる家庭
- (5) その他市長が特に必要と認める家庭

### (情報収集等)

第4条 市は、関係機関等から養育支援の必要があると思われる家庭に関する情報収集を行い、当該家庭の状況を把握するものとする。

### (支援計画)

第5条 市長は、事業を実施する必要があると認める家庭があるときは、当該家庭の状況に応じた支援計画を作成し、事業の対象となる家庭の代表者（以下「代表者」という。）に対し、当該支援計画を提示し、当該代表者の同意を得なければならない。

- 2 前項の支援計画は、養育支援訪問事業支援計画表（第1号様式）により作成する。
- 3 第1項の同意は、養育支援訪問事業実施同意書（第2号様式）によるものとする。

（事業の実施）

第6条 市長は、事業を実施するときは、支援計画に基づきホームヘルパー、保健師等（以下「支援員」という。）を派遣するものとする。

2 支援員は、第3条に定める家庭において、必要に応じて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 育児支援及び家事等の援助
- (2) 育児に係る相談及び指導
- (3) 養育者に係る相談及び支援
- (4) 児童の自立に向けた相談及び支援
- (5) その他市長が必要と認める支援

（実施期間等）

第7条 事業の実施期間は、1家庭につき3月以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

2 事業の実施時間は、午前7時から午後7時までの間とし、1日当たり3時間を限度とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

3 事業に係る費用は、市の負担とする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市養育支援訪問事業実施要綱の規定に基づ

いて調製されている用紙類は、改正後の春日井市養育支援訪問事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。